

平成 26 年 3 月 吉 日

取引先各位

株式会社 岩 永 組  
総 務 部

### 消費税率引き上げに対する注文書・請求書の取扱について

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2014年4月1日からの消費税率引き上げに関する弊社の注文書・請求書の取り扱いを下記のとおりと致します。

お取引先様におかれましては、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

注文内容(※)	工事の請負等				工事の請負等以外の取引	
	①	②	③	④	⑤	⑥
パターン						
注文日	2013年9月30日 以 前	2013年9月30日 以 前	2013年10月1日 以 降	2013年10月1日 以 降	2014年3月31日 以 前	2014年4月1日 以 降
注文工期(至)	2014年3月31日 以 前	2014年4月1日 以 降	2014年3月31日 以 前	2014年4月1日 以 降	工期(至) に依らず	工期(至) に依らず
注文書の消費税率	5%	5%	5%	8%	5%	8%
2014年3月分以前の請求書	5%	5%	5%	8%	5%	-
2014年4月分以後の請求書	-	5%	-	8%	8%	8%

#### 1. 注文内容が「工事の請負等」に該当する場合

##### ①注文日が2013年9月30日以前で、工期(至)が2014年3月31日以前の場合

- ・注文書は5%で発行しております。
- ・2014年3月31日以前の出来高について請求書は消費税5%で発行してください。
- ・工期が2014年4月1日以降に延長になった場合は、パターン②の取扱としてください

##### ②注文日が2013年9月30日以前で、工期(至)が2014年4月1日以降の場合

- ・注文書は5%で発行しております。
  - ・2014年3月以前、及び2014年4月以降の出来高についての請求書は消費税率5%で発行してください。
- ※請求金額の内訳として、本体金額と消費税額の金額を明示してください。

##### ③注文日が2013年10月1日以降で、工期(至)が2014年3月31日以前の場合

- ・注文書は5%で発行します。
  - ・2014年3月31日以前の出来高について請求書は消費税5%で発行してください。
- ※請求金額の内訳として、本体金額と消費税額の金額を明示してください。

- ③注文日が2013年10月1日以降で、工期(至)が2014年3月31日以前の場合で、  
工期が2014年4月1日以降に延長になった場合は、下記の要領の取扱としてください

請求年月日	注文書	請求書			合計
		2013年10月 ～2014年3月	2014年4月30日 (1)	2014年4月30日 (2)	
税率	5%	5%	5%	3%	8%
税抜金額(例)	10,000,000	8,000,000	2,000,000		10,000,000
消費税額(例)	500,000	400,000	100,000	300,000	800,000
税込金額(例)	10,500,000	8,400,000	2,100,000	300,000	10,800,000
				※消費税差額請求書	

※消費税差額請求書については、(1)4月の出来高請求書とは別に、(2)請求書を『差額消費税』として請求書2枚を発行してください。

※本體工事額は変わりませんので、注文書は発行いたしません。

- ・変更増額等があった場合は、4月以降の引渡し追加工事は8%で請求書を発行してください。
- ※請求金額の内訳として、本體金額と消費税額の金額を明示してください。
- ・変更増額等があった場合、4月以降の引渡し追加工事は8%で注文書を発行いたします。

- ④注文書が2013年10月1日以降で、工期(至)が2014年4月1日以降の場合

- ・注文書は8%で発行します。
- ・出来高についての請求書は消費税8%の請求書を発行してください
- ※請求金額の内訳として、本體金額と消費税額の金額を明示してください。

## 2. 注文内容が「工事の請負等」に該当しない場合

- ⑤2014年3月31日以前の常用・納品の場合

- ・2014年3月31日以前の常用・納品についての請求書は消費税5%の請求書を発行してください。
- ※請求金額の内訳として、本體金額と消費税額の金額を明示してください。

- ⑥2014年4月1日以降の常用・納品の場合

- ・2014年4月1日以降の常用・納品についての請求書は消費税8%の請求書を発行してください
- ※請求金額の内訳として、本體金額と消費税額の金額を明示してください。

- ・納品・常用工事等取引は、必ず3月31日で締めて、消費税5%の請求書を発行してください。
- 4月1日以降の分は別紙の請求書にて、月末締めで、消費税8%の請求書を発行してください
- ・納品・常用工事等の注文書は、3月31日までの注文書と4月以降の注文書に分けて、発行します。

◎不明な点は、岩永組工事担当者又は総務部迄お尋ね下さい。

株式会社 岩永組 総務部(澤田) TEL 096-372-3333